

鶴岡電気水道事務所清掃業務委託
仕 様 書

令和7年3月

山形県企業局鶴岡電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局鶴岡電気水道事務所が発注する「鶴岡電気水道事務所清掃業務委託」に適用する。

2 業務名

鶴岡電気水道事務所清掃業務委託

3 委託業務概要

山形県企業局鶴岡電気水道事務所(朝日浄水場)の建築物を清潔に保持するため、清掃を委託するものである。

4 業務場所

山形県鶴岡市行沢字上野166番地

山形県企業局鶴岡電気水道事務所(朝日浄水場)

5 契約期間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和10年 3月31日

6 委託業務範囲・数量

鶴岡電気水道事務所(朝日浄水場本館、濃縮槽上屋、浄水池上屋)

※鶴岡電気水道事務所清掃委託業務数量表(日常・定期清掃)のとおり

本業務を完了するために当然行うべき事項については、本仕様書に記載のない事項であっても適切に実施しなければならない。

7 法令等の遵守

(1)受注者は業務の遂行にあたり、労働関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等)を遵守すること。

(2)業務責任者等については、正規職員又は社会保険被保険者を配置すること。(社会保険とは健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の全てをいう。)

8 疑義の解釈

(1)この仕様書に疑義が生じた場合は、当局側の解釈による。

(2)仕様書、図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務遂行

1 作業用資材

業務遂行上必要な器具、資材等は、全て受注者において準備しなければならない。

第3節 現場における注意事項

1 業務責任者

受注者は、業務遂行にあたり次の事項について、受注者の従業員を直接指揮する業務責任者を選任する。

(1)受注者の従業員の指導監督及び業務処理

(2)仕様書に基づく指示事項の受任及び仕様書の特別指示事項の承諾

(3)その他業務の遂行に必要な事項

2 安全管理

- (1)受注者は、常に安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2)受注者は作業中、企業局の業務の妨害となる行為やその他来客、見学者等に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3)受注者が作業に必要なため、立入りを禁止する必要がある場合は、立入禁止の標識をしなければならない。
- (4)受注者は、事務所内に設置している機械設備に影響を与えてはならない。着水井・沈殿池・ろ過池には洗剤、揮発油等の水質に影響を及ぼす物を持ち込んではならない。
- (5)業務箇所及びその周辺にある備品、物品等が作業に支障を及ぼす場合は、協議のうえ必要な処置をする。
- (6)事務所内で機械設備等の故障、破損、異常音又は不審者を発見した場合は、直ちに職員に報告すること。

3 規律維持及び守秘義務

- (1)受注者は、業務に従事する従業員作業の教育指導に万全を期し、風紀及び勤務規律の維持に責任を負う。
- (2)受注者は、従業員に受注者が定める制服を使用させ氏名を明示し、受注者の作業員であることを明確にする。
- (3)作業中、器具、資材等を使用のつど整理・整頓しておかななければならない。
- (4)清掃の開始及び終了を、監督職員に報告しなければならない。
- (5)受注者は、業務遂行にあたり知り得た秘密については、第三者に漏らしてはならない。

4 既設備品損傷時の修復

作業中誤って他の備品等を損傷させ、又は着水井・沈殿池・ろ過池に器具等を落とした場合は、監督職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

5 従業員控室の提供

業務履行のため受注者の従業員が必要とする控室、資材器具置場、用水、光熱等を無償で提供する。

第4節 提出書類

以下の書類を所定の期限まで監督職員に提出すること。

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。

2 品目、様式、提出期限及び部数

NO	品 目	様式	提出期限	部数
1	清掃業務委託月額表	A4	契約書に添付	1
2	年間作業実施計画	〃	契約書に添付	1
3	作業員名簿	〃	4月1日まで	1
4	作業報告書	〃	完了後速やかに	1
5	その他必要な書類	〃	監督職員の指示による	1

第2章 委託内容

1 日常清掃

主に、鶴岡電気水道事務所(朝日浄水場本館。以下、「本館」という)の事務供用部分の清掃

(1) 清掃回数

概ね週2回 火曜日・金曜日(12/29~1/3は除く。)

詳細は、別紙「年間作業実施計画」による。

(2) 清掃範囲

本館1階からPH階まで(図面参照)

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

掃き掃除 該当部分すべて(A)

水 洗 い タイル部分(B)

モップ拭き 塩ビシート部分(C)

部分洗淨 カーペット部分(D)

※清掃面積は(A+B+C+D)/2で計算している。

扉清掃 清掃範囲の扉(特に取っ手付近)

エレベーター・自動ドアの溝清掃

階段の手摺り拭き

ホール等供用部分にある備品の拭き掃除、収集したゴミの運搬(2階集積場所まで)

湯沸室、宿直室、浴室等の流し、浴槽清掃

トイレ 便器清掃、スリッパ拭き、汚物処理、手洗い清掃、鏡磨き

トイレトーパー、水石鹼の補充(物品は企業局で準備)

2 床ワックス

(1) 清掃回数

年6回 (偶数月)

(2) 清掃範囲

本館1階からPH階までの塩ビシート部分(図面参照)

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

塵取掃除を行い、中性洗剤を均等に塗布のうえポリシャーで表面洗淨を行う。その後、床維持剤(樹脂ワックス)を均等に塗布する。

玄関下駄箱(111人分)の中とスリッパの拭き掃除も併せて行う。

3 ろ過池等床清掃

ろ過池等の塵芥を清掃する。

(1) 清掃回数

年4回 (5、8、11、2月)

(2) 清掃範囲

着水井、沈殿池、ろ過池(図面参照)

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

ペイント部分 掃き掃除、モップ拭き(E)

コンクリート部分 掃き掃除(F)

※ 面積は $E+F/2$ で計算している。

(4) 特記事項

洗剤、揮発油等は使用しないこと。

着水井、沈殿池、ろ過池に塵芥等を落とさないこと。落とした場合は、直ちに職員に報告すること。

平日、職員の立会いのもと実施すること。

4 機械室床等清掃

(1) 清掃回数

年2回 (4、11月)

(2) 清掃範囲

機械室、濃縮槽上屋、浄水池上屋、BF2中央廊下(図面参照)

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

ペイント部分 掃き掃除、モップ拭き(G)

コンクリート部分 掃き掃除(H)

※ 面積は $G+H/2$ で計算している。

屋上ルーフトレン 目詰まりを防ぐため、落ち葉等を取り除くこと。

(4) 特記事項

自家発電室、電気室等の高電圧の設備がある場所では、水を使用しないこと。

平日、職員の立会いのもと実施すること。

5 窓ガラス清掃

(1) 清掃回数

年2回 (5、10月)

(2) 清掃範囲

本館、濃縮槽上屋、浄水池上屋の窓ガラス

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

両面とも拭き上げるとともに、サッシ及び窓枠の埃、クモの巣、虫の死骸等のゴミも清掃すること。

(4) 特記事項

着水井、沈殿池、ろ過池の内側は清掃しない。

着水井、沈殿池、ろ過池、自家発電、電気室等は、平日、職員の立会いのもと実施すること。

6 ブラインド清掃

(1) 清掃回数

年2回 (5、10月)

(2) 清掃範囲

本館3階のブラインド

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

ブラインドの上下両面を拭くとともに、クモの巣も清掃すること。

7 室内ガラス磨き清掃

(1) 清掃回数

年2回 (6、11月)

(2) 清掃範囲

本館の室内間仕切り、扉、たれ壁のガラス清掃

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

両面とも拭き上げること。サッシ及び窓枠の埃、クモの巣等のゴミも清掃すること。

(4) 特記事項

着水井、沈殿池、ろ過池の内側は乾拭きすること。

着水井、沈殿池、ろ過池は、平日、職員の立会いのもと実施すること。

8 照明、吸排気口等清掃

(1) 清掃回数

年1回 (12月)

(2) 清掃範囲

本館事務供用部分の照明、吸排気口等清掃

※1の日常清掃範囲

併せて、1の日常清掃範囲における高所並びに事務室(14)、制御室(3)、資料室(5)、更衣室(9)、廊下(40)及び玄関(9)にあるロッカーの天板を拭く。

(3) 清掃内容(別紙数量表参照)

照明及び傘の拭き掃除

吸排気口はフィルターを取り外し埃を取る。

9 シャッター・スチール戸清掃

(1) 清掃回数

年1回 (4月)

(2) 清掃範囲

本館、濃縮槽上屋、浄水池上屋

(3) 清掃内容(別紙立面図参照)

外面を水洗いする。

10 マット交換

(1) 清掃回数

月1回 (玄関は2回)

- (2) サイズ Sサイズ:(幅)90cm×(奥)75cm
 Mサイズ:(幅)150cm×(奥)90cm
 2Lサイズ:(幅)240cm×(奥)75cm

(3) 交換場所(数量表参照)

地下1階	階段C	Sサイズ	1枚
1階	玄関	2Lサイズ	1枚(月2回)
2階	通用口	Mサイズ	1枚
	廊下ろ過池入り口	2Lサイズ	2枚
	1系ろ過設備	Mサイズ	1枚
		Sサイズ	1枚
	2系ろ過設備	Mサイズ	1枚
3階	水質試験室	2Lサイズ	3枚
		Mサイズ	2枚

11 検便検査の実施及び検査結果の提出

水道法第21条の規定に基づき、ろ過池等床清掃作業員に係る検便検査を年2回(4月、10月)実施し、検査結果が届き次第速やかに検査結果通知書の写しを提出すること。